

令和3年3月22日（月）  
午後3時  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議案書

傍聴人  
閲覧用

退席時はご返却願います。

**報告事項**

報告第4号 職員の分限処分について

**議決事項**

議案第6号 寝屋川市教育大綱実施計画の策定について

議案第7号 寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の策定について

議案第8号 寝屋川市障害者活躍推進計画の策定について

議案第9号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第10号 寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正する規則について

議案第11号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第12号 寝屋川市学校園施設の長寿命化計画の策定について

議案第13号 令和3年度学校園に対する指示事項について

議案第14号 寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則について

議案第15号 留守家庭児童会保育料の特例の決定について

**署名人**

高須教育長

真野委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月23日～3月22日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
2	25	木	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
26	金		校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	質疑（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
3	1	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	2	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市小学校就学前の教育・保育について	議会棟5階 第2委員会室
	3	水	3月市議会定例会（第2日）	市政運営方針（演説）、委員会付託（新年度議案）、委員長報告（現年度議案）	市議会議場
	9	火	3月市議会定例会（第3日）	代表質問	市議会議場
	10	水	3月市議会定例会（第4日）	代表質問	市議会議場
	11	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	12	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	15	月	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
16	火		文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
17	水		小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
			令和2年度第3回高宮時廢寺跡保存活用検討会	検討会の開催	本庁2階 特別会議室1
19	金		予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
			幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
20	土		市民ウォーキング	ウォーキング	市役所～打上川治水緑地
22	月		3月市議会定例会（第5日）	委員長報告（新年度議案）、追加事件即決	市議会議場
			教育委員会3月定例会		議会棟5階 第2委員会室

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月23日～4月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
3	25	木	令和2年度第3回文化財保護審議会	審議会	本庁2階 特別会議室1
	26	金	令和2年度第5回社会教育委員会議	社会教育推進計画策定について、令和2年度社会教育部事業報告及び令和3年度事業計画について、令和2年度及び令和3年度社会教育関係団体への補助事業について、令和3年度社会教育施策に関する提案書の回答について、その他	議会棟5階 第2委員会室
	27	土	市指定文化財特別公開（～29日） 寝屋川市カローリング大会	木造聖観音坐像の公開 大会	法安寺（下神田町） 市民体育館
	29	月	第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会 第4回会議	審議会	議会棟4階 第1委員会室
4	2	金	校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
	5	月	小学校入学式		市立各小学校
	6	火	中学校入学式		市立各中学校
	7	水	幼稚園入園式		市立各幼稚園
	9	金	大阪府都市教育長協議会	役員会・定例会	ホテルアヴィーナ大阪
	12	月	校長役員会 北河内地区教育長協議会	4月校長会の案件について 会議	総合教育研修センター
	13	火	教育委員会表彰審査会	会議	議会棟4階 第1委員会室
	16	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	19	月	教頭会 教育委員懇話会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター 本庁2階 特別会議室1
	26	月	教育委員会4月定例会		議会棟5階 第2委員会室

報告第4号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和3年3月31日まで休職を命ずる

令和3年3月1日

寝屋川市教育委員会

議案第6号

寝屋川市教育大綱実施計画の策定について

寝屋川市教育大綱実施計画を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和2年3月に策定した「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、「寝屋川市教育大綱実施計画」を策定し、戦略的かつ総合的に取組を推進していくため。

議案第7号

寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の  
策定について

次世代育成支援対策推進法第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第1項に基づき、寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市特定事業主行動計画（平成28年度～令和2年度）について今年度での計画期間の満了に伴い、次年度以降の新たな計画を策定するため。

議案第 8 号

寝屋川市障害者活躍推進計画の策定について

障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 第 1 項に基づき、寝屋川市障害者活躍推進計画を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害のある職員一人一人が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指す寝屋川市障害者活躍推進計画を策定するため。

## 寝屋川市障害者活躍推進計画（案）

機関名	寝屋川市 議会事務局 教育委員会 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公公平委員会事務局 農業委員会事務局 上下水道局																			
任命権者	寝屋川市長 市議会議長 教育委員会 選挙管理委員会 代表監査委員 公公平委員会 農業委員会 上下水道事業管理者																			
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）																			
課題	<p>寝屋川市では、障害者任免状況通報の対象となる機関（寝屋川市、教育委員会、上下水道局）の3機関において、それぞれ法定雇用率を達成しているものの、令和3年3月1日から0.1パーセント引き上げられる現状も鑑みると、引き続き、障害者の積極的な採用活動を実施していく必要がある。</p> <p><b>【市長部局、教育委員会、上下水道局】</b></p> <p>また、障害者の職場及び業務への定着をはかり、障害のある職員一人一人が個々の特性に応じて能力を発揮できる組織を目指して、職務内容・就労時間を工夫した採用を実施する他、更なる職場環境及び組織体制の整備に取り組むなど、障害のある職員の働き方について、個々の特性に応じて検討する必要がある。<b>【共通】</b></p>																			
目標																				
(1)採用に関する目標	<p>①実雇用率（各年6月1日） (各年度) 当該6月1日時点の法定雇用率以上。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度 の雇用率</th> <th>(参考) 令和2年度 法定雇用率</th> <th>(参考) 令和3年3月1日 以降の法定雇用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局</td> <td>2.66%</td> <td>2.5%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>2.63%</td> <td>2.4%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>4.23%</td> <td>2.5%</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 <b>【市長部局、教育委員会、上下水道局】</b></p> <p>②障害者雇用の推進に関する理解の促進。 <b>【共通】</b></p>					令和2年度 の雇用率	(参考) 令和2年度 法定雇用率	(参考) 令和3年3月1日 以降の法定雇用率	市長部局	2.66%	2.5%	2.6%	教育委員会	2.63%	2.4%	2.5%	上下水道局	4.23%	2.5%	2.6%
	令和2年度 の雇用率	(参考) 令和2年度 法定雇用率	(参考) 令和3年3月1日 以降の法定雇用率																	
市長部局	2.66%	2.5%	2.6%																	
教育委員会	2.63%	2.4%	2.5%																	
上下水道局	4.23%	2.5%	2.6%																	

(2)定着に関する目標	①定着率（各年6月1日） (各年度)（配属された場合）採用後6か月の定着率100%。 (評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
	【共通】
②不本意な離職者を極力生じさせない。【共通】	
取組内容	
(1)障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務部人事室長を選任。【市長部局】</li> <li>○障害者雇用推進者として学校教育部教育政策総務課長を選任。【教育委員会】</li> <li>○障害者雇用推進者として上下水道局経営総務課長を選任。【上下水道局】</li> <li>○障害者職業生活相談員として総務部人事室の保健師を選任。【教育委員会を除く機関】</li> <li>○障害者職業生活相談員として学校教育部教育政策総務課係長を選任。【教育委員会】</li> <li>○障害者職業生活相談員は、必要に応じて産業医等とも連携し、障害のある職員やその同僚、上司等からの相談に当たる。【共通】</li> <li>○相談体制については、全職員に庁内ライブラリ等により広く周知するとともに、機構改革等により変更が生じた場合は速やかに更新を行う。【共通】</li> </ul>
(2)障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各所属管理職へのヒアリング等を通じて、フルタイム勤務に限らず、任期付短時間勤務職員などの任用形態により、短時間勤務でも可能な職務の選定及び創出について検討を行う。【共通】</li> <li>○新規採用職員に対して、面接等において必要となる配慮等について聞き取り、どのような対応が可能かについて双方で確認する。【共通】</li> <li>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。【共通】</li> </ul>
(3)障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>①職務環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある職員について、本人の希望を踏まえて面談を行い、必要な配慮等について把握し、必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施す</li> </ul>

	<p>る。【共通】</p> <p>○障害のある職員が配属される所属において、当該職員が勤務開始するまでに可能な範囲で、執務室レイアウト等の必要な配慮を行う。【共通】</p> <p>○聴覚障害のある職員が研修を受講する際には、必要に応じて手話通訳等を依頼するなど、合理的な配慮の提供に努める。【共通】</p> <p>②募集・採用</p> <p>○採用試験の実施に当たり、障害者からの要望を踏まえ、点字試験の実施や面接における手話通訳など必要な配慮を行う。【市長部局】</p> <p>○募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。【市長部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることを受験の条件に設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能であることを受験の条件に設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を受験の条件に設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> <p>③働き方</p> <p>○障害のある職員が、自己の障害特性に応じて柔軟に勤務することができるよう、完全フレックスタイム制の活用を促進する。【共通】</p> <p>④その他的人事管理</p> <p>○障害のある職員からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう支援を行う。【共通】</p> <p>○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。【共通】</p>
(4)その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。【共通】

議案第 9 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 22 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

職務・職責に応じた給与制度の推進を図るため主査の職を廃止すること、及び寝屋川市公民館条例を廃止することに伴い、規則の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和50年寝屋川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び第5項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改める。

第4条第9項中「及び主査」を削る。

第5条の表社会教育部 社会教育課の項事務分掌の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する主査に命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、この規則の施行の際に所属する室又は課（寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第2条第1項に規定する室又は課をいう。）に勤務を命ぜられたものとする。

# 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則

No.1

改正案	現行		
(職の配置)	(職の配置)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2 (略)	2 (略)		
3 (略)	3 (略)		
4 室に次長、課長代理、係長及び副係長_____を置くことができる。	4 室に次長、課長代理、係長、副係長及び主査を置くことができる。		
5 課に課長代理、係長及び副係長_____を置くことができる。	5 課に課長代理、係長、副係長及び主査を置くことができる。		
6 (略)	6 (略)		
(職務)	(職務)		
第4条 1~8 (略)	第4条 1~8 (略)		
9 副係長_____は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。	9 副係長及び主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。		
10 (略)	10 (略)		
(分掌事務)	(分掌事務)		
第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。		
部	室	課	事務分掌
社会教育部		社会教育課	(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。 (2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関すること。
部	室	課	事務分掌
社会教育部		社会教育課	(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。 (2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関すること。

改正案				現行			
		<p>(3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること</p> <p>(4) 成人教育施策に関すること。</p> <p>(5) エスポアールに関すること。</p> <p>(6) 学び館に関すること。</p> <hr/> <p><u>(7) 部内の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(8) 部中他課の所管に属さないこと。</u></p> <p><u>(9) 部の庶務に関すること。</u></p>				<p>(3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること</p> <p>(4) 成人教育施策に関すること。</p> <p>(5) エspoアールに関すること。</p> <p>(6) 学び館に関すること。</p> <p>(7) 中央公民館に関すること。</p> <p>(8) 部内の総合調整に関すること。</p> <p>(9) 部中他課の所管に属さないこと。</p> <p>(10) 部の庶務に関すること。</p>	

議案第10号

寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正する規則について

寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

職務・職責に応じた給与制度の推進を図るため、主査の職を廃止することに伴い規則の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立図書館処務規則等の一部を改正する規則

(寝屋川市立図書館処務規則の一部改正)

第1条 寝屋川市立図書館処務規則（昭和45年寝屋川市教育委員会規則第5号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改める。

第3条第6項中「及び主査」を削る。

(寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第2条 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
別表補職名の項中「、主査」を削る。

(寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第3条 寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「、主査」を削り、同条第2項中「、副係長及び主査」  
を「及び副係長」に改める。

(寝屋川市総合教育研修センター処務規則の一部改正)

第4条 寝屋川市総合教育研修センター処務規則（平成31年寝屋川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、副係長及び主査」を「及び副係長」に改める。

第3条第5項中「及び主査」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 寝屋川市立図書館処務規則

No.1

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第2条 1～2 (略)</p> <p>3 図書館に課長、館長代理、係長<u>及び</u>副係長_____を置く ことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 1～5 (略)</p> <p>6 副係長_____は、上司の命を受けて特定の事務を担当 し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 1～2 (略)</p> <p>3 図書館に課長、館長代理、係長、<u>副係長及び主査</u>を置く ことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 1～5 (略)</p> <p>6 副係長<u>及び主査</u>は、上司の命を受けて特定の事務を担当 し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>7～8 (略)</p>

# 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則

No.1

改 正 案		現 行	
<p>附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>別表（第2条関係）</p>		<p>別表（第2条関係）</p>	
補職名	教育次長、理事、部長、教育監、次長、室長、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、 <u>主査</u> 、指導主事、専門員	補職名	教育次長、理事、部長、教育監、次長、室長、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、 <u>主査</u> 、指導主事、専門員

## 寝屋川市立幼稚園条例施行規則

No.1

改正案	現行
<p>(教諭)</p> <p>第 11 条の 2 教諭の職層は、園長代理、副係長_____及び教員とする。</p> <p>2 園長代理及び副係長_____は、園長を補佐するとともに、園児の保育をつかさどる。</p>	<p>(教諭)</p> <p>第 11 条の 2 教諭の職層は、園長代理、副係長、<u>主査</u>及び教員とする。</p> <p>2 園長代理、副係長及び<u>主査</u>は、園長を補佐するとともに、園児の保育をつかさどる。</p>

## 寝屋川市総合教育研修センター処務規則

No.1

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 センターに課長、所長代理、係長<u>及び副係長</u>_____を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 1～4 (略)</p> <p>5 副係長_____は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 センターに課長、所長代理、係長、<u>副係長及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 1～4 (略)</p> <p>5 副係長<u>及び主査</u>は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>6 (略)</p>

議案第11号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を  
求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

職務・職責に応じた給与制度の推進を図るため、主査の職を廃止することに  
伴い規程の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規程第 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

寝屋川市教育委員会事務決裁規程(昭和 49 年寝屋川市教育委員会規程第 1 号)  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを  
1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 寝屋川市教育委員会事務決裁規程

No.1

改 正 案	現 行
<p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 課長が専決できる事務は、別に定めのあるもののか、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <p>(5) 課長代理以下の職員の休暇、欠勤、遅刻、早退等に関すること。</p> <p>(6) 課長代理以下の職員の宿泊を要しない近畿圏内の出張を命ずること。</p> <p>(7) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p> <p>(8) 臨時の職員の任用の手続に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 課長が専決できる事務は、別に定めのあるもののか、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 主査の所掌事務を定めること。</u></p> <p><u>(6) 課長代理以下の職員の休暇、欠勤、遅刻、早退等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 課長代理以下の職員の宿泊を要しない近畿圏内の出張を命ずること。</u></p> <p><u>(8) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</u></p> <p><u>(9) 臨時の職員の任用の手続に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p>

議案第12号

## 寝屋川市学校園施設の長寿命化計画の策定について

寝屋川市学校園施設の長寿命化計画を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

### 提案理由

寝屋川市学校園施設の長寿命化計画を策定するため。

議案第13号

令和3年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり令和3年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

令和3年度

# —学校園に対する指示事項—

寝屋川市教育委員会

## はじめに

本市では、義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める小中一貫教育を推進してきた。今後は、これまでの取組の成果を生かしつつ、教育大綱の趣旨を踏まえ、「“寝屋川”だから学べる」を基本理念のもと、「考える力」の確立と特色ある「寝屋川教育」の確立を大きな柱とし、取組を進めていくことが重要である。

特に「考える力」の育成については、「ディベート教育」を通じて、論理的思考力や問題解決能力、情報選択能力等を養うとともに、道徳教育などを通して、他人を思いやる心や豊かな人間性を醸成していく必要がある。

そして、「考える力」をベースに、寝屋川方式の学習法（ねやがわスタンダード）を通して、基礎から発展につながる「学力」と、様々な理論に基づき鍛えあげる「体力」などを確実に身に付けさせ、子どもたちが自ら人生を切り拓き、夢に向かってたくましく生き抜く力を丁寧に育んでいかなければならぬ。

新型コロナウイルス感染症については、今後も継続的な対応が求められている。引き続き感染拡大防止に努め、子どもたちの状況把握や学びを保障していく取組を続けていかなくてはならない。

今後も、すべての子どもたちが安全・安心で、生き生きと学ぶことができるよう教育改革を一層進めるとともに、創意工夫を生かした教育活動を推進し、「“寝屋川”だから学べる」教育を通して、「考える力を身に付けた　たくましく生き抜く子」を育成していくことが重要である。

## 教育大綱基本理念

### 『“寝屋川”だから学べる』

“寝屋川”だから学ぶことができる教育内容・教育環境等の実現を2つの視点から目指す

**重点取組1 「考える力」の確立**

**重点取組2 特色ある「寝屋川教育」の確立**

＜目指す子ども像＞

「考える力を身に付けた たくましく生き抜く子」

＜寝屋川が目指す教育のイメージ図＞

寝屋川だから学べる・寝屋川だから育つ

「考える力」を身に付けた、たくましく生き抜く子



学力・体力の向上

寝屋川方式の学習法  
(ねやがわスタンダード)

「考える力」を育む教育  
ディベート教育・道徳教育など

## 重点取組1 「考える力」の確立

- ディベート教育や道徳教育等、教育活動全体を通じて、コミュニケーション能力、他人を思いやる心、豊かな人間性の醸成を図り、「考える力」の育成を図ること。
- 「寝屋川方式の学習法（ねやがわスタンダード）」により、全ての教職員が共通理解のもと、指導を行うこと。
- 「考える力」をベースとし、基礎から発展につながる「学力」、様々な理論に基づき鍛え上げる「体力」などを確実に身に付けさせ、子どもたちの「生き抜く力」を育むこと。
- 支援教育の充実を図り、障害の有無にかかわらず、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援を行うこと。
- 心と体の調和のとれた発育・発達を目指すため、健康や食に关心を持つための指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力の育成に努めること。

### ○ディベート教育の推進

ディベート教育を通して、客観的・多角的・批判的に見る力、話し合う力の育成を図ること。

実施にあたっては、総合的な学習の時間を核としつつ、各教科・領域における活動と積極的に関連を図り、教科横断的に取り組む中で、「考える力」の育成を図ること。指導にあたっては、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意するとともに、探究活動の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

### ○総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間においては、探究的な学習を重視するとともに各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成に向け、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。指導にあたっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。また、探究的活動の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

### ○道徳教育の充実

道徳教育については、「道徳科」を要として、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との連携を図りながら、道徳教育の全体計画、全体計画別葉及び年間指導計画を全教職員による共通理解のもとで作成すること。その際に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動

や集団宿泊体験活動、職場体験などの多様な体験活動を進め、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科の特質に応じて、体系的・系統的に指導すること。さらに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。資料の活用に当たっては、「「特別の教科道徳」実践事例集」（平成30年3月）や「「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～」（平成27年3月、26年3月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。取組にあたっては、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、多様な価値観に触れながら、自己や人間としての生き方について考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。評価にあたっては、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるとともに、成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

### ○人権尊重の教育の推進

人権が尊重された平和な社会を目指し、人権及び人権問題についての実践力を高めるため、研究授業などを通した研修の充実に努めること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう、「教職員人権研修ハンドブック」（令和2年3月改訂）「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）等を活用し、研修に努めること。また、様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図る等、校内推進体制等の充実に努め、人権尊重の理念を学校運営に反映するように、指導計画を作成し、家庭・地域社会や関係諸機関及び校種間との連携を図り、総合的に推進すること。

人権教育の推進に当たっては、子どもの人権をはじめ、男女平等、障害者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等の様々な人権問題の解決に向け、「人権教育実践事例集」（平成29年6月）、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」（平成11年3月）、「人権教育教材集・資料」（平成28年11月）等の関係資料を活用し、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意すること。

各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従った上で、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方へ偏った取り扱いとならないよう指導すること。

### ○福祉・環境・ボランティア教育等の充実

児童・生徒が身近な家族から、学校、地域へと、社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身につけられるよう、また、福祉・環境・ボランティア活動などを通して内面に根差した豊かな心の育成を図ること。

### ○読書活動の充実

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め想像力を豊かにするなど、欠くことができないものであることから、その推進が必要であり、「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）の趣旨を踏まえ、読み聞かせやビブリオバトル等、発達段階に応じて、児童・生徒が読みたいと思う本と出合う機会の拡大や読書

への興味・関心を高め、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、環境の整備を図ること。また、学校・家庭・地域、更には公立図書館や学校司書、ボランティアとの連携など、市の図書館網を活用し、ディベート教育をはじめ各教科等の学習に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の育成に向けて、児童・生徒の主体的な学習活動を支援すること。

## ○国際理解教育の推進

国際化が進展する中で、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いの違いを認め、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。また、日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成22年3月)等を活用し、国際理解の視点に立った指導を進めるとともに、必要に応じて、個別の指導計画を作成する等、学習言語としての日本語習得が図られるよう、指導の充実に努めること。

## ○支援教育の充実

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月)を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人一人の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うとともに、合理的配慮の基礎となる学校づくり・集団づくりをより一層進めること。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を本人や保護者参画のもと作成し、効果的に活用するとともに、定期的な評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図ること。乳幼児期から一貫した支援を行うため、市の「はちかづきノート」を活用しながら、校種間はもとより、医療や福祉・保健・労働等の関係諸機関と連携し、早期から切れ目のない支援体制の構築に努めること。また、通級による指導を受けている児童・生徒や、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒についても、作成・活用の一層の促進を図り、校内における支援体制の充実に努めること。更に「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」(平成31年3月)を踏まえ、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を全ての教職員に浸透するよう取組を進めるとともに、障害の特性を踏まえた適切な指導・支援が行われるよう共通理解を深め、関係諸機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用・巡回相談の活用等、総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。また、全ての児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育への理解啓発をより一層推進させること。

## ○障害のある児童・生徒の就学相談・支援と教育課程の編成

「障害者基本法」及び「学校教育法施行令の一部改正」(平成25年9月)の趣旨を踏まえ、障害のある児童・生徒は、校区の学校に就学することを原則とし、合理的配慮の観点を踏まえ、早い時期から適切な説明及び情報提供を行い、本人・保護者の意向を最大限尊重しながら、児童・生徒の状況に応じた適切な就学相談・支援を行うこと。また、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月文科省)を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習を一層推進する等、指導方法の内容改善、充実を図り、一人一人の児童・生徒に適した教育が行われるよう、保護者と連携を密にして指導の効果をあげるよう努めること。

支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れること。

支援学校等の助言又は援助も活用し、障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行い、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成すること。

## ○障害者理解と啓発

地域における共生社会の実現を目指し、障害のある児童・生徒及び障害への理解と認識を深めるため、支援学校や関係機関との連携や交流を学校全体で組織的、計画的に図るとともに、「発達障害について 保護者の理解を促進するために」（平成 30 年 3 月改訂）を活用し、家庭、地域社会への啓発に努めること。また、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、障害の有無に関わらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、教育環境や適切な配慮・支援の充実に努めること。

## ○健康安全教育・体力づくり

児童・生徒の体力づくりに向け、各中学校区の体力向上プラン「児童・生徒体力づくり推進計画」に基づき、体育の授業改善とともに、体を動かす時間を多く確保できるよう学校全体で取り組むこと。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用するなど、PDCI サイクルに基づく体力づくりの推進を図ること。また、実施の際は「新体力テスト測定マニュアル」や「新体力テスト測定計時ポスター」（平成 29 年 3 月）、「体育の授業が変わる簡単プログラム（体力向上実践事例活用プログラム）」（令和元年 7 月）等を積極的に活用すること。さらに、心の健康の問題にも十分配慮し、家庭との連携も密にし、日常生活において適切な体力づくりや健康安全についての実践を促し、生涯にわたって楽しく明るい豊かな生活ができるよう指導に努めること。

また、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動中の事故防止対策について、ゴールやテント等については確実に固定するなど、適切な対応がなされるよう徹底を図ること。特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど、練習環境に配慮すること。柔道においては、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。熱中症予防については、こまめな水分・塩分の補給や休息、児童・生徒の健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。万一の心肺停止に備え、すべての教職員が AED の使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。また、中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、喫煙・飲酒とともに指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年 1 回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成 24 年 12 月 1 日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解すること。更に「がん」についての正しい知識と理解を身につけさせるとともに、予防のために自ら実践する態度を育成すること。

感染症対策においては「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」という観点を踏まえた取組の重要性を教職員が理解するとともに、児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

## ○スポーツ・部活動の活性化

体育の授業やクラブ・運動部活動をはじめ、学校における教育活動全体を通して、生涯にわたりスポーツに親しむ能力や態度を育て、合わせて体力の向上や健康の増進を図ること。また、学年を超えて活動することにより、自主性や協調性、仲間意識を育成し、生徒指導面においても有効に働くよう努めること。

更に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる中学校部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスの取れた心身の成長を促すこと。さらに、生徒への専門的な指導や、教員の長時間の勤務の解消等も考慮し、部活動指導員配置による拠点校制度を積極的に活用すること。また、

「寝屋川市部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の方針を作成し、活動日数、時間を検討し、計画的に実施すること。なお、各校の方針については、ホームページ等で保護者・地域に対して周知を図ること。

## ○食に関する指導の充実

生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、食に関する指導の全体計画を基に、その計画や推進体制の見直しを行い、児童・生徒一人一人の正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。さらに、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。特に、中学校区での食の指導体制やカリキュラムの構築についての推進を図るなど、食に関する指導の積極的な取組を図ること。とりわけ、栄養教諭配置校では、栄養教諭の専門性を生かし、各中学校区において、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における食に関する指導など積極的な取組を進めること。また、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や、食物を大事にする心などを育成すること。

## ○食物アレルギー等への対応

食物アレルギー等についての理解を深めるとともに、食物アレルギー等を有する児童・生徒に対しては、校長を責任者として、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の状況に応じた対応に努めること。また、食物アレルギー事故等の緊急時に備え、校内で対応に関する研修を実施するとともに、必要に応じ、対応の見直しを図ること。

## 重点取組 2 特色ある「寝屋川教育」の確立

- 小中一貫校への移行を見据え、小中一貫教育を推進し、中学校区の3校で継続性、系統性、計画性のある教育活動を実施すること。
- 学校園運営にあたっては、校園長自ら教育活動全般にわたり現状の把握に努め、各中学校区・学校園の課題とその解決に向けた具体的な目標、計画を設定し、校園長の学校経営方針と合わせて教職員に周知すること。その際、保護者等に対しても、学校園の目指す目標等について周知を図るよう努めること。
- 教職員の意識改革や資質向上を図るために、教職員研修及び実践研究の充実に努めるとともに、校内研修の充実を図ること。
- 「開かれた学校づくり」を推進し、家庭・地域と一体となって子どもたちを育む、「“寝屋川”だから学べる」特色ある教育を確立・推進すること。
- 就学前教育・学校教育・社会教育にわたり、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進すること。
- 児童・生徒のいじめや問題行動に対しては、各校の「学校いじめ防止基本方針」のもと、組織的な生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係諸機関・監察課との連携を図りながら、早期解決に努めること。

### ○小中一貫教育の推進

小学校、中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。全市的な小中一貫校への移行に向け、「指導体制の一体化」「学びの連続性」の実現により、「義務教育全体の質の向上」に努めること。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会を実施するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントに努めること。

各中学校区で作成した小中9年間を見通したカリキュラムについて、検証と見直しを行い、取組の充実を図ること。また、小学校間の積極的な連携にも努めること。

### ○学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学び合い育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントを進めていくこと。学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が發揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。

### ○学校評議員の活用

保護者や地域の意見を生かした学校運営を行うため、教育活動や授業の参観等、保護者や地域の方々により多くの学校を訪問する機会を設定するとともに、「開かれた学校づくり」を推進すること。また、小・中学校に設置した学校評議員の組織をより活性化させ、様々な場面で積極的に活用するとともにその意見を踏まえ、学校経営の改善・充実に努めること。

## ○学校教育自己診断の活用

児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を展開するとともに、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うこと。なお、これらの結果については、学校便りやホームページ等を通じて公表することで、保護者等への説明責任を果たすこと。

## ○英語教育の充実

英語教育特別推進地域として、国際社会を主体的に生きるために必要な資質や能力の基礎を育成できるよう、国際コミュニケーション科及び英語科の授業の更なる充実に努めること。そのために、外国人英語講師（NET）等の有効活用を図るとともに、教科用図書の他、「Hi, friends!」（平成24年1月）・「We Can!」・「Let's Try!」（平成30年2月）等の文部科学省が作成した小学校外国語活動教材や「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年2月）・「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語を使う なにわっ子育成プログラム」（平成25年8月）や「大阪版英語学習DVD教材 DREAM」（平成27年12月）及び寝屋川市オリジナル教材「音声から文字へのゆるやかな5ステップス」を活用し、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。また、英語村事業等を活用するなどし、就学前から小・中学校において一貫した英語教育を行えるよう研究を進め、幼児・児童・生徒が、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする活動の充実を図り、中学校卒業時に英検準2級～3級程度の力を身に付けることを目指すこと。実践的コミュニケーション力の基礎を培うため、学校間の交流や効果的な研修を通して指導力の向上に努めるとともに、文部科学省の「英語教育改革実施計画」を踏まえ、中学校では「CAN-DOリスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能（5領域）をバランスよく指導するとともに、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考え方や気持ちなどを英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を身につけられるよう「中学校英語定着確認プリント」（平成30年10月）や「スピーキング力向上ツール」（令和元年度版）などを活用し、指導を行うこと。その際、「英語による英語の授業」を基本とするよう指導すること。小学校中学年では、音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ「聞くこと」「話すこと」を通して、また、高学年では、「読むこと」「書くこと」につなげる指導につなげ、英語で自分の考え方や気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこと。

## ○GIGAスクールの推進

全児童・生徒に配備した1人1台のタブレット端末は、今後、鉛筆やノート等の文房具と同様に、学校では不可欠なものになることを強く意識し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での効果的な活用、選択登校や不登校等での活用、夏季休業等での活用を通して、全ての子どもたちの学びを保障すること。

## ○情報教育の充実

情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり、自分の考え方を形成していくために必要な資質・能力であることから、その育成にあたっては、各教科等の特性を生かしつつ、教科横断的な視点をもって取り組むこと。

また、様々な教育活動において、パソコン・電子黒板・タブレットパソコン等の情報機器を効果的に活用した「わかる授業」の実現に向け、校内研修の充実を図ること。小学校においては、プログラミング教育を通して、「プログラミング的思考」を育み、問題を解決しようとする態度を育てるよう指導すること。また、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が普及した反面、有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。特に、児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等への過度の依存やメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪府子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し、対応すること。

## ○キャリア教育の推進

幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。指導に際しては、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（キャリア・パスポート）等を作成し、活用するよう指導すること。その上で、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成に努めること。その際、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）、「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」（平成31年3月）、「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けて—キャリア・パスポートの活用—」（令和2年1月）等の活用を図り、各中学校区の全体指導計画の検証・改善を行うとともに、児童・生徒が自信や自己有用感・自己肯定感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。また、キャリア教育の中核をなす進路指導については、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、児童・生徒が自らの生き方を考え、目的意識をもって、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力や態度を身につけることができるよう、組織的、計画的に推進すること。日本語指導等、配慮を要する児童・生徒においては、一人一人のニーズに応じた進路選択等に係る情報の周知を図ること。なお、中学校においては、職場体験学習を実施する際は、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など、基礎的な力の育成に努めること。さらに、進路指導の重要な課題である進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

## ○指導方法の工夫・改善

「ねやがわスタンダード」を基盤とし、教職員で指導方法等について協議し、共通した方針のもと、児童・生徒の指導にあたること。「ことばの力」（平成30年6月）及び「ことばの力活用事例」（平成30年9月）を活用した「言語活動を大切にした授業づくり」に取り組み、指導方法の工夫・改善に努めること。また、言語能力の育成にあたっては、全ての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。更に、教材の開発をはじめ、学校司書と連携した学校図書館の活用やタブレット等のICT機器を有効活用し、児童生徒のICT機器活用能力を育成すること。また、大学や高等学校等との連携を図り、

地域人材や専門的な知識を有する人材の知識・技能の活用や小学校における学級担任制の弾力化や教科担任制の取組を進めること。

### ○少人数指導の充実

個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の定着を目指し、「確かな学力」の育成を図るため、個別指導やグループ別指導など少人数指導や習熟度別指導などを推進すること。そのため、指導方法の工夫改善のための加配教員や市の少人数教育推進人材等の計画的な活用を一層推進すること。

### ○指導と評価の一体化

学習の評価については、評価規準にもとづいて児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、「わかる授業」「魅力的な授業」を目指して、教員が自らを振り返って評価し、不斷に授業改善に取り組むことはもとより、児童・生徒・教職員・保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証するなど、学校として授業改善に努めること。特に中学校では、府立高等学校入学者選抜制度の変更に伴い、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任が求められることを踏まえ、学力調査等の客観的な結果も活用し、評価活動について、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。

### ○学習到達度調査等の活用

寝屋川市学習到達度調査に加え、全国学力・学習状況調査、中学生チャレンジテスト、大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）を活用し、教科の目標や内容の実現状況を把握・分析すること。また、児童一人一人の学力向上を目指し、9年間を見通した指導方法や授業内容の工夫・改善を図るなど、学校の組織的な取組を一層進めること。更に、保護者・地域への結果公表等を通じて説明責任を果たすとともに、家庭・地域と協働し、学力向上の取組を進めること。

### ○生徒指導の充実

暴力行為等、問題行動の未然防止及び早期発見・早期解決・再発防止に向けては、正しい子ども理解と信頼関係に基づき、全ての児童・生徒に対し、思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理義に努め、日常的な働きかけの中で、自他ともに認め合える人権感覚やきまりを守る等の規範意識等の社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月）等の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等、必要な対応を図るとともに、情報共有や方針の決定など、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、組織的な対応に努めること。その際、小学校においては、非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えること。中学校においては、問題解決能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めること。更に、子どもサポート会議のもと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を活用し、小・中学校間や関係諸機関を含めたケース会議を実施するとともに、家庭・地域との連携、中央子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チーム支援の充実に取り組むこと。また、ピア・サポート等「開発的生徒指導」（成長を促す指導）の充実を図り、児童・生徒自身が自らの課題を解決していく力の育成に努めること。支援を要する幼児・児童・生徒に対する生

徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応すること。

## ○教育相談機能の充実

平素から児童・生徒との信頼関係を深め、カウンセリングマインドをもって相談活動の充実に努めるとともに、児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、適切に支援するための相談体制を整えること。また、登校支援教室、さわやかフレンド、フリーダイヤル電話相談、スクールカウンセラー等を活用した教育相談機能の充実を図ること。

## ○いじめへの対応

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）等に示されているように、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「いじめは絶対に許されない」との強い決意のもと、学校年間計画に沿って、未然防止・早期発見に努めること。平素から児童・生徒の理解に努め、アンケート調査を年 4 回以上実施した上で、実態を的確に把握し、「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成 20 年 7 月）、「いじめ対応プログラム指導案集」（平成 23 年）、「5 つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月）、「いじめ対応セルフチェックシート」（令和元年 6 月）等を活用した取組を一層推進するとともに、「小学校におけるチーム支援 SSW 活用事例」（平成 30 年 3 月）を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して早期発見・早期対応と解決に努めること。

感染症や障害、外国へのルーツ、性的マイノリティ等に係るいじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒への必要な指導を適切に行うこと。認知したいじめについては、速やかに教育委員会へ報告するとともに、監察課との連携を図ること。

いじめに対しては、教育的アプローチとして組織的に事実を正確に把握した上で、情報共有を行い、迅速かつ適切に対応すること。その際には、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした指導をするとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めること。また、全ての児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）や、いじめを起こさない集団づくりに努めること。いじめの解消については、相当の期間（少なくとも 3 か月を目安）においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めること。また、携帯電話等での SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のいじめをはじめとした課題については、利用実態に応じた指導を年間計画に位置づけるとともに、研修等により教職員も正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。また、スマートフォン等の使い方の指導とともに、「寝屋川市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」（令和 2 年 10 月策定）、「寝屋川スマホ・ネット 5 か条」（令和 2 年 10 月改訂）の家庭・地域への周知を図ること。

## ○不登校への対応

不登校については、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月）や「不登校児童生徒への支援実践事例集」（平成 29 年 8 月）等を活用し、家庭及び関係

諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。また、不登校の未然防止のため、全ての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子ども同士の絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、学力の保障や自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進し、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸すことなく家庭訪問を行うなど、きめ細かで適切な対応を図ること。その際、不登校担当者を中心に校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えること。特に、中学1年生時に不登校生徒が増加する傾向が依然として続いていることから、小学校段階から不登校の兆しのある児童については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど中学校入学段階での小中連携を引き続き積極的に進めること。更に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」(平成29年3月)に基づき、適応指導教室等と連携し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を推進し、教育の機会確保を図るよう努めるとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うこと。一定期間、欠席が続く児童・生徒に対しては、定期的な家庭訪問を行い、目視による本人確認を行うこと。

## ○体罰の防止

体罰は、法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。また、体罰は教職員の信用を失わせるだけでなく、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生起しやすい土壌を生むおそれがあることを認識し、正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「体罰防止マニュアル」(平成19年11月改訂)、「不祥事予防に向けて(改訂版)」(平成22年9月)、「子どもを守る被害者救済システム」(平成29年12月改定)等を活用しながら研修等を実施し、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を行うこと。また、事案が生起した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に努めること。特に、部活動指導中の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つこと。

## ○虐待の防止

児童虐待の相談対応の件数が全国的に増加する中、尊い命が絶たれるという重大な事象が後を絶たないなど、子どもへの児童虐待の問題が深刻になっていることを踏まえ、虐待の防止に当たっては、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもがどんなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、児童虐待に対する認識を深める中で、「児童虐待の防止等に関する法律」や「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」等に基づき、子どものわずかな変化も見逃さないよう、気になる子どもに対しては、児童生徒支援人材や家庭教育サポーターと連携し、家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても、中央子ども家庭センターやこどもを守る課に速やかに通告するとともに、警察等関係諸機関とも連携し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き～重点編」(令和元年12月)、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)等を活用しながら、子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での

情報共有を行い、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して継続的な支援を行うこと。要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは必要と認める児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに情報提供又は通告を行うこと。特に一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、こどもを守る課、中央子ども家庭センター等と日常的な連携を行うこと。また、進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議等の開催により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。

#### ○ジェンダー平等教育の推進とセクシュアル・ハラスメントの防止

全ての教育活動において男女の人権を尊重し、固定的な役割分担や意識を見直すとともに、必要のない男女別の指導は行わない、男女混合名簿を実施する等、男女共同参画を推進するための視点から学校環境の点検・整備に努めること。性的マイノリティ等の児童・生徒については、「性同一性障害や性的指向・性自分に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）に沿って、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒の心情に配慮した対応をすること。また、性的指向及び性自認の多様性について、幼児・児童・生徒が正しく理解できる取組を推進すること。

「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改訂）や「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂）等を踏まえ、性的指向・性自認をからかったり、いじめの対象としたりすることもセクシャル・ハラスメントであることから、教職員一人一人が、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることを十分に認識するとともに、その未然防止のための学校体制を確立すること。なお、児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、根絶を図ること。

#### ○服務規律の確立

全ての教職員が法令等の遵守など、教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等を充実し、服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に向けた取組を進めること。「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和3年2月）を踏まえ、職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向け、研修の充実及び相談体制の整備を図り、快適で働きやすい環境づくりを進めること。

#### ○評価・育成システムの活用

「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。授業を行う教員の評価に当たっては、授業アンケートの結果や教員の授業観察、職務への取組状況の把握を行うことで、より客觀性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

## ○研修の充実

教職員としての資質の向上を図り指導力を高めるため、平素の研究・研修はもとより、市が実施する研修等にも積極的に参加すること。また、秋田県などへの訪問に参加した教職員や府・市での研修参加者を講師として活用するなどして、学校づくり・授業づくりに関する校内研修・研究授業の充実を図ること。また、校内研修においては、社会人講師など多様な人材の招聘や、参加体験型の研修を取り入れるなど、内容・形態を工夫すること。市「キャリアステージごとに求める教職員の資質能力」（平成31年4月）や府「OSAKA教職スタンダード」を参考にし、研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。

## ○重点研究の推進

本市教育の目指すべき姿及び目標を踏まえ、重点項目（ディベート教育、道徳教育、寝屋川方式、ICT活用教育、就学前教育）について、研究を行うこと。また、連絡協議会等を通じて、その成果を市全体に広めること。

## ○国旗・国歌の指導

入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な節目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。その際、新学習指導要領及び「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

## ○初任者を含む若年教職員研修の充実

初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員に対して、市「小・中学校初任者研修指導者用資料」（平成31年4月）や府「初任者等育成プログラム（令和2年3月）」等を踏まえながら、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、教職員としての基礎的な知識、当面する学校の諸課題等について研修を行い、公教育に携わる者としての資質の向上を図ること。また、学校全体でチームとして取り組むなど、日常的にOJTを推進することによって、教職員全体の指導力向上に努めること。更には、数年後には学校運営の中核を担うだけの力を持つよう、教職員一人一人の課題や適性に応じた計画的・組織的・継続的な育成に取り組むこと。学校間・異校種間の連携を図りながら、校内はもとより市や府をはじめとする校外の研修会にも積極的に参加されること。

## ○働き方改革

教職員の適正な勤務時間管理及び健康管理を徹底すること。長時間勤務の縮減に向けては、IP電話の自動音声機能の有効活用や、行事等を精選するとともに、定時退勤日や全校一斉退勤日、ノークラブデー（部活動休養日）を明確にし、実施すること。また、各校の特色や状況に応じた取組を推進するとともに、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。

## ○教育環境の整備

教育環境づくりは、情操教育の一環として、児童・生徒の学校生活にも深く係わって

いることから、常に学校の環境美化に努めること。

## ○危機管理体制の確立

市「危機管理マニュアル（改訂版）」や、文部科学省や大阪府の不審者侵入時の危機管理マニュアルを参考に、各校の危機管理マニュアルについて、常に見直し、点検を行うとともに、緊急時の連絡・参集体制や万一の事故への対処、感染症・食中毒の予防及び熱中症の事故防止など、教職員として的確な行動がとれるよう徹底すること。そして、4月、6月、9月、1月、2月を「子どもの安全確保推進月間」として、保護者、地域への啓発に努め「みんなの目と心」を大切にした地域と協働した取組を、より一層進めること。

学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から、学校安全の推進体制を整備すること。

また、登下校の指導に当たっては、「登下校プランについて」（平成30年6月文科省）、「登下校時における児童生徒等の安全確保について」（平成30年12月文科省）を踏まえた取組の充実に努めるとともに、道路交通法に基づいた交通安全に関する指導を推進すること。

## ○防災教育の推進

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また台風をはじめとする自然災害等の教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守りぬき、地域の一員としての役割が果たせるよう、「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。また、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」（令和元年12月文科省）を踏まえ、府「学校における防災教育の手引き（改訂2版）」（令和元年6月改訂）を参考に防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

「学校保健安全法」に基づき、学校の状況や学校安全の取組状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画を策定すること。

## ○情報管理体制の確立

様々な情報については、個人情報保護法、寝屋川市教育情報ネットワーク管理運用要綱及び寝屋川市立小中学校における学校用ICT機器利用規程に従い、適切な管理と保護に向けて組織的に取り組むこと。また、情報セキュリティマニュアル等を作成し、ネットワーク等を通じて、個人情報の漏洩が生じないよう、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護する等、個人情報を含む文書・電磁的記録等の取り扱い・管理・保管については研修などを通して、一人一人の自覚を深めるよう努めること。

## ○教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進すること。

## ○学校施設の開放

地域住民の身近な学校施設は市民の共有財産であるという認識のもと、校庭や体育施設・図書室等については、地域への開放に努めること。

## ○地域人材の活用

地域活動の核となる人材の育成・定着を図るとともに、多様な社会人講師や学校支援ボランティア等の地域人材を活用し、学校教育の活性化に努めること。

## ○放課後児童対策

放課後や週末に、小学校の校庭や体育館等を活用して、全ての児童にとって、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学校と地域社会の様々な人々が協働し、学習やスポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流が図られるように努めること。

## ○地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実

地域教育協議会（すこやかネット）を通じて、子どもたちが多くの人々とのふれあいの中から豊かな人間性を養い、「生きる力」を育むため、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、その活動の支援・充実に努めること。

また、地域の教育力向上のため、地域人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

## ○子どもを守る地域ネットワークの充実

地域で子どもたちが安心して過ごせるよう、関係諸団体との連携を図り、「子どもを守ろう みんなの目と心で」を基本認識とし、地域パトロールカーの運用や子どもの安全見守り活動に努め、地域ぐるみでより強固な「子どもを守る地域ネットワーク」の充実に努めること。

## ○家庭教育の推進と支援

学校・家庭・地域の協働のもと、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ、子育てに悩みを持つ家庭や、孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。幼少期からの子育ての大切さを重視し、PTA・地域・行政とも協働して、全ての小学校区において、多様な場で保護者の親学習の実施を図り、保護者の持っている力を高めるとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。

また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、学校・家庭・地域の連携・協力を深めることにより、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ること。

## ○特色ある幼稚園づくり

幼稚園が幼児の人格形成の基礎を培う重要な場としてふさわしいものとなるよう保育環境及び教育内容を創意工夫し、地域・保護者と共に歩む魅力ある幼稚園づくりに努めること。

めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育の在り方などを踏まえた教育活動を行うこと。

#### ○指導内容の工夫・改善

教育課程の編成に当たっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実に努めるとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、取り組むこと。

#### ○保育所園・認定こども園・私立幼稚園や小学校との連携

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校でのグッドスタートにつながるよう、幼児・児童の交流や教員の合同研修等、保育所園・こども園・私立幼稚園や小学校との連携及び相互理解を深め取組を進めること。

#### ○開かれた幼稚園づくり

園庭開放、絵本室開放、文庫貸し出し等の活用を通して、家庭、地域社会との連携を深め子育て支援活動の充実が図られるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。

#### ○子育てステップの活用

幼稚園は保護者・地域と目指す子ども像を共有化し、子育て支援の充実を図るため、「子育てステップ」（平成23年2月改訂）の一層の活用に努めること。

議案第14号

寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則について

寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則を制定するため、教育委員会の  
議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立公民館条例施行規則を廃止する規則

寝屋川市立公民館条例施行規則(平成 21 年寝屋川市教育委員会規則第 6 号)は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号

留守家庭児童会保育料の特例の決定について

留守家庭児童会保育料の特例について、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月22日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

留守家庭児童会保育料の特例を決定するため。

## 留守家庭児童会保育料の特例について

寝屋川市新型コロナウイルス対策に関する対処方針に基づいた、2週間の小学校の完全休校、及び学年休業または学級休業に伴い、当該留守家庭児童会を2週間休会とした児童につきまして、当該留守家庭児童会保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として次のとおり定める。

### 1. 特例期間

寝屋川市新型コロナウイルス対策に関する対処方針に基づいた、令和2年7月以降の小学校の完全休校、及び学年休業または学級休業に伴い、当該留守家庭児童会を2週間休会とした月。ただし、休会した期間が月をまたぐ場合にあっては、そのうちいずれかの月

### 2. 特例の内容

保育料を月額の半額とする。

#### 【参考】保育料の額

区分	月額	月額の半額
通常	7,000円	3,500円
減額	5,000円	2,500円
二子減額	3,500円	1,750円
免除	0円	0円